

# 東京都高等学校体育連盟バレーボール専門部男子部規定

## 第1章 名称及び事務所

第1条 専門部は東京都高等学校体育連盟バレーボール専門部男子部（以下本専門部と略称する）と称する。

第2条 本専門部の事務所は、部長、副部長または総務委員長の在任校に置く。

## 第2章 目的

第3条 本専門部は、東京都高等学校体育連盟の規約に基づき、関係団体と提携し、都内高等学校および中等教育学校後期課程におけるバレーボール活動の健全な発展を図ることを目的とする。

## 第3章 事業

第4条 本専門部は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 高等学校におけるバレーボールの指導、講習会の開催
2. 高等学校バレーボール男子競技大会の開催
3. 委員及び競技役員の資質向上、競技運営のための研修会の開催
4. 関係諸団体との連絡
5. その他目的達成に必要な事項

## 第4章 組織

第5条 本専門部は、東京都高等学校体育連盟規約第6条によって組織する。

第6条 本専門部は、東京都の各高等学校および中等教育学校後期課程バレーボール男子部をもって組織する。

## 第5章 役員

第7条 （1）本専門部に、次の役員をおく。

1. 部長1名(学校長を原則とする)
2. 副部長若干名
3. 委員若干名
4. 顧問若干名
5. 会計監査若干名

（2）役員選出の方法は、別に定める。

第8条 部長及び副部長は、専門部総会において推挙し、東京都高等学校体育連盟理事会の議を経て会長が委嘱する。

1. 部長は、専門部を代表し、会務を総括する。
2. 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 委員は、加盟校の当該クラブ顧問と高等学校バレーボール男子関係教職員より選出し、部長が委嘱する。
4. 本専門部の顧問は、委員総会において推挙し、専門部総会の推薦により部長が委嘱する。顧問は、専門部の運営に関して部長の諮問に応ずる。

第9条 役員の任期は2ヵ年とする。但し、留任は妨げない。補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第6章 会 議

第10条 本専門部に、次の会議をおく。

1. 専門部総会
2. 委員総会
3. 企画委員会
4. 各種委員会

第11条 専門部総会は、年度1回、部長が招集し、次の事項について審議する。

1. 決算の承認及び予算に関する事項
2. 事業に関する事項
3. その他重要事項

第12条 委員総会及び、企画委員会は部長が招集し、委嘱された事項及び、緊急な事項について審議し処理する。

## 第7章 会 計

第13条 本専門部の経費は加盟費 10,000 円、大会参加費、及び補助金・寄付金・その他の収入をもつてあてる。

第14条 本専門部の予算、決算は専門部総会の議を経て、東京都高等学校体育連盟理事会の承認を得るものとする。

第15条 本専門部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第8章 附 則

第16条

1. 本規約は昭和48年4月1日より施行する。
2. 昭和61年4月1日より一部改正。
3. 昭和63年4月1日より一部字句改正。
4. 平成3年4月1日より一部改正。
5. 平成4年4月1日より一部改正。
6. 平成25年4月1日より改正施行する。
7. 令和5年4月1日より一部改正。